

令和6年5月吉日

当院ご利用の患者さま、ご家族さま

医療法人喬成会 花川病院

院長 生駒 一憲

〒061-3207 石狩市花川南7条5丁目2番地

電話 (0133) 73-5311

入院時の食事療養費変更のお知らせ

謹啓

穏やかで過ごしやすい季節となりました。

平素は、皆さまにご協力いただきまして深く感謝申し上げます。

さて、令和6年6月1日より入院時の食事にかかる患者負担額が変更となります。近年の食材費が高騰していること等を踏まえ、厚生労働省の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が下記のとおり変更となりますが、全医療機関共通の金額となりますのでご理解くださいますようお願い申し上げます。

今後とも皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

食費（1食）				
食事療養限度額	64才まで	・回復期リハビリテーション病棟入院料 ・療養病棟入院基本料	令和6年5月まで 令和6年6月より	
		区分《ア・イ・ウ・エ》	460円（指定難病の方 260円） 490円（指定難病の方 280円）	
		区分《オ》	210円 230円	
		区分《オ》 過去1年間の入院日数が90日を超える場合（適用を受けるためには申請が必要）	160円 （回復期リハビリテーション病棟入院料のみ） 180円 （回復期リハビリテーション病棟入院料のみ）	
生活療養限度額	65才以上	・回復期リハビリテーション病棟入院料	令和6年5月まで 令和6年6月より	
		現役並み 《ア・イ》	460円 490円	
		一般 《ウ・エ》	（指定難病の方 260円） （指定難病の方 280円）	
		Ⅱ 住民税非課税世帯 《オ》	210円 230円	
		Ⅱ 住民税非課税世帯 《オ》 過去1年間の入院日数が90日を超える場合 （適用を受けるためには申請が必要）	160円 180円	
		Ⅰ 住民税非課税世帯	2 年金受給額80万円以下	100円 110円
			1 老齢福祉年金受給者	
		・療養病棟入院基本料		令和6年5月まで 令和6年6月より
		現役並み 《ア・イ》		460円 490円
		一般 《ウ・エ》		（指定難病の方 260円） （指定難病の方 280円）
Ⅱ 住民税非課税世帯 《オ》		210円 230円		
Ⅰ 住民税非課税世帯	2 年金受給額80万円以下	130円 140円		
	1 老齢福祉年金受給者			

※ 居住費につきましては変更ありません